

○多治見市社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱 別表 新旧対照表（案）

新			旧		
別表（第４条関係）			別表（第４条関係）		
施設の種類	補助金額	補助限度額	施設の種類	補助金額	補助限度額
第２条第１項第１号に規定する施設	<u>社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について</u>	予算に定める額	第２条第１項第１号及び第２号に規定する施設（ <u>同号に規定する施設については、小規模保育事業所及び保育所に限る。</u> ）で市内に整備される施設	<u>社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担（補助）について</u>	<u>2,000万円以内の額</u> で予算に定める額
	に定める基準額の１／８の額と事業実施額から国、地方公共団体及び民間補助機関等からの補助金及び寄附金の額を控除した額の１／２の額のいずれか少ない額以内の額			に定める基準額の１／８の額と事業実施額から国、地方公共団体及び民間補助機関等からの補助金及び寄附金の額を控除した額の１／２の額のいずれか少ない額以内の額	
第２条第１項第２号に規定する施設（ <u>小規模保育事業、保育所及び幼保連携型認定こども園に限る。</u> ）で市内に整備される施設	<u>保育所等整備交付金交付要綱に基づき算定した額に国及び市の負担割合を乗じた額</u>	予算に定める額			
第２条第１項第２号に規定する施設（ <u>小規模保育事業、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。</u> ）で市内に整備される施設	<u>施設整備要した事業実施額（土地の買収又は整地に要する費用、申請手続費、備品、その他施設整備費として適当と認められない費用を除く）から社会福祉施設等施設整備費の国、県の補助額を引いた額の１／２以内の額</u>	予算に定める額	第２条第１項第２号に規定する施設（ <u>小規模保育事業所及び保育所</u> ）を <u>除く。</u> ）で市内に整備される施設	<u>社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担（補助）について</u>	予算に定める額
				<u>に定める基準額と事業実施額のいずれか少ない額の１／４以内の額</u>	